

## 抗議声明

# 証拠開示を巡る検察の作為的な「後出しじゃんけん」に強く抗議します。

再審開始をこれ以上遅れさせることなく、ゴビンダさんの即時釈放を！

2011年9月9日 無実のゴビンダさんを支える会

9月4日づけ報道によれば、東京高検は、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんが再審請求中のいわゆる「東電OL殺人事件」に関し、これまで未開示だった40点ほどの証拠を新たにDNA鑑定する意向を、東京高裁と弁護団に伝えたとされます。

さる7月25日に弁護団に開示された、鈴木廣一大阪医科大学教授作成によるDNA鑑定（以下、鈴木鑑定）は、事件現場でゴビンダさん以外の人物Xが被害者と性交渉をもったことを裏付け、確定判決の有罪認定を大きく揺るがすものでした。この鈴木鑑定は、再審請求補充書（8）（7月26日提出）が主張する通り、請求人（ゴビンダさん）に無罪を言い渡すべき新たな証拠にほかなりません。

検察にとって不利な鈴木鑑定が明らかになったとたん、突然40点もの未開示証拠の存在が明らかにされたことに対し、私たちは驚きと怒りに堪えません。

鈴木鑑定は、DNA鑑定が可能な証拠資料については、すべて実施するとの前提で行われたものです。それ以外に隠された証拠があったとすれば、検察は弁護団のみならず、裁判所をも欺いていたこととなります。

検察が追加鑑定の意向とする証拠には、被害者の身体に付着した唾液や、頸部から採取された皮膚片等、犯行行為と直接結びつく可能性の高い重要証拠が含まれているとされます。仮にそうした資料が存在しているとしたら、検察はなぜ今までそれらを隠していたのでしょうか？一部報道によれば、検察幹部（匿名）は「結果が冤罪を主張する弁護側に有利になる可能性があるとしても、鑑定すべきだと判断した」（9/4東京新聞）と述べたとも伝えられます。しかし、検察のこうした発言について私たちがネパールのご家族に伝えたところ、ゴビンダさんの兄、インドラ・マイナリさんからは「検察が本当に一番のときからそういう態度を取っていたら裁判はまったく違ったものになっていたはずだ」との応えが返ってきました。検察のお為ごかしは通用せず、「追加鑑定」のために再審開始決定がこれ以上いたずらに引き延ばされる方が、ゴビンダさんにとっても、ご家族にとっても耐え難いことは言うまでもありません。

私たち「無実のゴビンダさんを支える会」は、先に緊急声明や高裁、高検に対する要請（いずれもウェブサイトに掲載）で述べたとおり、鈴木鑑定と、これまで請求審に提出された押田鑑定を始めとする証拠を併せて考えるとき、もはや再審開始を遅らせることも、ゴビンダさんをこれ以上懲役刑に服させ続けることも、正当化は不可能であると考えます。

都合が悪くなると新たな主張を次々と引っ張り出す検察の不誠実な「後出しじゃんけん」は、裁判制度そのものを愚弄するものであり、到底許されるものではありません。

私たちは、あらためて即時の再審開始決定と、刑法442条但し書きによる刑の執行停止を強く求めるものです。

無実のゴビンダさんを支える会

<http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハツ橋ビル7階 現代人文社気付  
事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail: govinda@jca.apc.org